

岩手県告示第392号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可した。

令和2年6月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 賃借権又は使用貸借による権利（以下「利用権」という。）の設定又は移転（以下「設定等」という。）を受ける者 千葉長吉
- 2 利用権の設定等を受ける土地 西磐井郡平泉町長島字里前225番6の一部（別紙のとおり。）
- 3 利用権の設定等をする者の名称及び住所
 - （1）名称 公益社団法人岩手県農業公社
 - （2）住所 盛岡市神明町7番5号
- 4 利用権の内容 別紙のとおり。
- 5 認可年月日 令和2年6月11日

備考 「別紙」は、省略し、岩手県農林水産部農業振興課に備えておいて縦覧に供する。